

12月の休日急病診療担当医療機関のご案内

*診療時間は、午前9時から正午までです。（受付時間は午前11時30分まで）
*担当医療機関変更の場合は、防災行政無線等でお知らせします。

日	曜 日	担当医療機関	住 所	電話番号
4	日	野口小児科	愛荘町沓掛388番地	0749-42-3050
11	日	石川医院	愛荘町蚊野1882番地	0749-37-2007
18	日	北村医院	愛荘町蚊野1732番地	0749-37-2008
25	日	中川クリニック	愛荘町沓掛382番地	0749-42-2225

*医療情報案内 ☎0749-23-3799
*医療ネット滋賀 <https://www.shiga.iryō-navi.jp/>

医療ネット滋賀▶
ホームページ



男 女 共 同 参 画 一でできることから始めよう!! 男女に築く 愛のまち一

—12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です—

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。12月は特に業務の繁忙期のため、ハラスメントが発生しやすいと考えられます。今回は、ハラスメントのうちの、パワーハラスメント^(注)について事例を見ていきます。男女ともに働きやすい、ハラスメントのない社会をつくるために、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境について考えていきましょう。

(注) 職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられるなど、職場環境を悪化させられる行為。

①身体的な攻撃 〈例えば…〉

- ☐ 物を投げつけられ、身体に当たった
- ☐ 蹴られたり、殴られたりした
- ☐ いきなり胸ぐらをつかまれて、説教された

②精神的な攻撃 〈例えば…〉

- ☐ 同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた
- ☐ 皆の前で、ささいなミスを大きな声で叱責された
- ☐ 必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱られた

③人間関係からの切り離し 〈例えば…〉

- ☐ 理由もなく他の社員との接触や協力依頼を禁じられた
- ☐ 先輩・上司に挨拶しても、無視され、挨拶してくれない

④過大な要求 〈例えば…〉

- ☐ 終業間際なのに、過大な仕事を毎回押しつけられる
- ☐ 1人ではできない量の仕事を押しつけられる
- ☐ 達成不可能な営業ノルマを常に与えられる

⑤過小な要求 〈例えば…〉

- ☐ 営業職なのに、倉庫の掃除を必要以上に強要される
- ☐ 事務職で採用されたのに、仕事は草むしりだけ
- ☐ 他の部署に異動させられ、仕事を何も与えられない

⑥個の侵害 〈例えば…〉

- ☐ 個人所有のスマホを勝手にのぞかれる
- ☐ 不在時に、机の中を勝手に物色される
- ☐ 休みの理由を根掘り葉掘りしつこく聞かれる

皆さんの職場では、以下のような取組がしっかりとなされていますか？今一度考えてみましょう。

■社内のパワハラ対策の取組 厚生労働省「パワーハラスメント対策導入マニュアル」より

予防するために

- ① トップのメッセージの発信
- ② 社内ルールの決定
- ③ アンケートによる実態把握
- ④ 教育・研修
- ⑤ 社内での周知・啓発

解決するために

- ① 相談窓口の設置
- ② 再発防止

参考：厚生労働省ホームページ（職場におけるハラスメントの防止のために）

☎ みらい創生課（愛知川庁舎） ☎0749-29-9046



川崎 美智代さんの▶
作品



愛知川駅ギャラリー作品展 第315回・川崎 美智代展

「在るということ」11月27日(日)まで

彦根市在住の作家・川崎 美智代さんが麻布や膠、その他様々な画材を重ねて作られたパネルに、油絵の具やパステルを使い描かれています。川崎さんは「家のことや小さな畑、古道具店の手伝いなどをしながら、身の周りの風景やモノを描いています。不安要素の多い日が続く中、絵を見てくださる方のそれぞれの日々を重ねながら眺めてもらえたらと思います」と話されていました。12月は深尾 千恵さんの個展を予定しています。ぜひお越しください。

☎ るーぶる愛知川 ☎0749-42-8444

ちいさな“びんてまり”制作体験参加者募集中♪

手のひらサイズのびんてまり作りに挑戦してみませんか。地割りの済んだ黒地の手まりに、鮮やかな刺繍をするところからスタートし、2日間かけて完成させます。近江上布伝統産業会館スタッフの実演&解説と可愛いリネンタッセル制作も体験できます。

実施日：2023年1月14日（土）～15日（日）2日間連続講座・各日とも10時～17時

会場：愛知川びんてまりの館（愛荘町市1673）体験料：13,200円（税込）

定員：15名

申込締切：2023年1月6日（金）※定員超過の場合は抽選となります。

☎・☎ 愛荘町観光協会 ☎0749-42-7683 ☒ e-info@aisho-kanko.com

11月のあいしょう朝市は“秦荘のやまいも”登場予定！

11月は27日（日）9時～正午に開催します。秦荘のやまいもや採れたての野菜をはじめ、手芸・木工・手作りアクセサリーなども出店予定です。お楽しみに♪

会場：湖東三山館あいしょう（名神湖東三山SIC進入路角、愛荘町松尾寺1395-1）

☎ 湖東三山館あいしょう ☎0749-37-2333 ★出店者も随時募集中

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、中止や内容が変更になる場合があります。



▲手のひらサイズの
びんてまり

毎月第4日曜日に
開催している
「あいしょう朝市」!



子どもなんでも相談室



◆子どもの気になる症状「強迫」

同じことを何度も確かめる、何回も繰り返し手を洗う、鍵をかけたか不安で何十回も確かめる、こだわりが強すぎて融通がきかない、几帳面すぎるなど、そういう子どもたちがいます。

親や周りの人にとっては大したことがないように思えても、本人にとっては深刻です。世の中には、心配性や完璧主義の人はたくさんいます。心配のあまり、やや過剰な行動をとることは、珍しいことではありません。ある程度なら「癖」や「個性」であり、場合によっては長所になることもあります。

しかし、これが本人も苦痛を感じているのに止められず、日常生活にも支障が出てくるようであれば、ただの心配性ではなく、「強迫行為」と捉える必要があります。

「強迫行為」は自分の中に抑えきれない不安や、駆り立てられるような気持ちがわき、無視しても頭の中から離れなくなったときに、その不安をやわら

げるために行います。

しかし、一時的に安心して、再び不安が出てきて、行為を繰り返すことで不安が強くなり、悪循環となっていきます。

親としては、強迫行為をやめさせるよりも、子どもの不安や緊張をやわらげる方を重視するぐらいの気持ちで接するのがいいでしょう。まずは本人が「止めたいが、止められずに苦しんでいる」ことを理解しましょう。病院などの専門機関に相談し、正しい知識を得て関与することが大切です。

(参考：『子どものこころ百科』 東山紘久 創元社
『強迫性障害のすべてがわかる本』 原田誠一 講談社)

☎ 健康推進課（愛知川庁舎）
子育て世代包括支援センター
☎0749-42-7661

